

釧路川水系河川整備計画[変更](原案) へのご意見とその対応

河川整備計画変更の流れと流域委員会での審議内容

河川整備計画変更の流れ

流域委員会における審議内容

釧路川流域委員会
＜河川法第16条の2第3項＞

近年の気象・出水状況
社会情勢等の変化

令和4年8月30日 第11回開催

河川整備計画変更の必要性(点検)

令和5年1月23日 第12回開催

河川整備計画変更(原案)の作成

令和5年1月24日～2月20日まで実施

関係住民からの意見聴取
＜河川法第16条の2第4項＞※

令和5年2月28日 第13回開催

河川整備計画変更(案)の作成

北海道知事からの意見聴取等
＜河川法第16条の2第5項＞

関係機関連絡調整・協議(関係省庁)

河川整備計画変更の決定・公表

※ 河川法第16条の2第4項
河川管理者は、河川整備計画の案を作成しようとする場合において必要があると認めるときは、公聴会の開催等関係住民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

- **釧路川水系河川整備計画〔変更〕（原案）に寄せられたご意見と（案）への見直しについて**
 1. **前回の流域委員会（第12回）でのご意見とその対応**
 2. **流域住民からのご意見とその対応**

1. 前回の流域委員会（第12回）でのご意見と その対応について

前回の流域委員会でのご意見

※ご意見の詳細は釧路川流域委員会(第12回)議事要旨をご参照ください。

ご意見	本資料 説明頁	(案) 該当頁
○ 河川整備計画の目標に関する事項	—	—
①動植物の表記について	5	35～37
②釧路湿原の形成について	6	45
③あらゆる関係者による協働について	7	52
○ 河川整備の実施に関する事項	—	—
④災害時の巡視体制におけるUAVの使用について	8	87
⑤釧路湿原のカーボンニュートラルの機能について	9	100
⑥グリーンインフラとしての公園の活用等について	10	100
○ その他	—	—
⑦洪水氾濫による被害額の算出について	— (資料-2)	—

河川整備計画の目標に関する事項

前回の流域委員会のご意見①への対応

【ご意見①】

- 原案P35～37について、和名・亜種名・通称名が混在している。トミヨはトミヨ属淡水型、ミンクはアメリカミンクである。ベニザケ(ヒメマス)は外来種という扱いも考えられる。引用元によると思うが検討してほしい。



【対応】

- 種名の引用元である「河川水辺の国勢調査のための生物リスト」を確認し、トミヨ、ミンクの名称で記載されていることを確認しました。そのため、修正案のとおりとしたいと考えています。なお、使用したリスト名を追記しました。
- ベニサケ(ヒメマス)については、参考文献として用いた北海道ブルーリスト、生態系被害防止外来種リストへの記載がないため、外来種としていませんでした。また、昭和9年に屈斜路湖に人為的に移入される前から、釧路川にヒメマスが生息していたという見解もあるため(釧路国際ウェットランドセンター「技術委員会 調査研究報告書2013」、在来種として取り扱いたいと考えています。

河川整備計画の目標に関する事項

前回の流域委員会のご意見②への対応

【ご意見②】

- 原案P45の釧路湿原の形成は、比較的新しい研究では1000年程度の違いが生じているので記載について検討してほしい。



【対応】

- 湿原の成り立ちについて近年の文献の記載をもとに更新しました。

(対応前)

- 原案45ページ2行目から8行目

「釧路湿原の形成は、今から約1万年～6,000年前に氷河期の終焉(しゅうえん)による気温の上昇に伴い、陸地に海水が入り込む「海進」が進み、約6,000年前には、現在の湿原は全て海だったと考えられている。その後、西高東低の地盤運動により西側より陸化(海退))が進み約3,000年前には海は姿を消し、一面湿原に変わったとされている。」

(対応後)

- 修正案45ページ2行目から13行目

「約9000年前に陸上だった釧路地域は、縄文海進の影響により太平洋に面した場所に内湾が形成され、約8000年前には海岸線は内陸まで移動し、海岸部には砂嘴が形成され始めた。約7000年前には、最も海が広がった時期(縄文海進最盛期)を迎える。同時に海岸では砂嘴がさらに発達して延び、砂嘴の後ろに広大な汽水の湖が広がった様相となる。縄文海進最盛期には、河川を通じて陸から供給された土砂によって内湾の沿岸が埋積され、海岸線の後退(海退)が始まり、海岸地域では波浪による砂の供給が進み、砂丘が形成される。約5000年前から現在の湿原の最上流部で湿原の形成が始まり、徐々に下流側に広がっていき、約1000年前にはほぼ現在の地形が出来上がったとされている。」

引用文献: 富士田裕子, 湿原の植物誌-北海道のフィールドから-, 東京大学出版(2017), p.51.

Y. Takashimizu et al., Depositional facies and sequence of the latest Pleistocene to Holocene incised valley fill in Kushiro Plain, Hokkaido, northern Japan, Quaternary International 397 (2016), pp.159-172.

河川整備計画の目標に関する事項

前回の流域委員会のご意見③への対応

【ご意見③】

- サケの遡上に関しては非常に順調である。ベニザケやアメマスも遡上している。漁業者としても現在の自然環境はよいと思っている。ただ、今までにない洪水が出た場合、農家の人が苦勞するし、畑に置いた糞尿が洪水で出てくるような悪循環も避けたい。自然環境が良くなれば、魚が遡上し鳥などもくる。そうした環境を維持していくために、漁業者も努力はするし、関係者も協力してほしい。
- 酪農家としては、近年の雨や雪解け水などが河川に流入しないよう、対策をしている。標茶町は1級河川を抱えており、そこに迷惑がかからないよう、一緒に治水対策を進めていきたい。



【対応】

- 自然環境や産業等の釧路川の特徴を踏まえ、魅力的で活力溢れる地域づくりや地域産業の発展の軸となるよう、釧路川の河川整備・管理を推進していくことを記載しています。
- また、あらゆる関係者の協働について、治水、利水、環境等の観点から流域治水を推進していくことを追記しました。

（対応前）

- 原案52ページ25行目から28行目

「このため、今後、これらの釧路川の特徴及び地域の自然環境、都市の発展、酪農を中心とした産業、地域の風土・文化のほか、気候変動による影響等を踏まえ、魅力的で活力溢れる地域づくりや地域産業の発展の軸となるよう、本整備計画に基づき、釧路川の河川整備・管理を着実に推進する。」

（対応後）

- 修正案52ページ25行目から29行目

「このため、今後、これらの釧路川の特徴及び地域の自然環境、都市の発展、酪農を中心とした産業、地域の風土・文化のほか、気候変動による影響等を踏まえ、魅力的で活力溢れる地域づくりや地域産業の発展の軸となるよう、本整備計画に基づき、釧路川の河川整備・管理を着実に推進する。**また、あらゆる関係者と協働して治水、利水、環境等の観点から、地域の特性に応じた流域治水を推進する。**」

河川整備の実施に関する事項

前回の流域委員会のご意見④への対応

【ご意見④】

- 河川の維持管理において、DXを進めていくとあるが、災害時の巡視体制にUAVを使用することを記載してはどうか。



【対応】

- UAV(ドローン)の活用について、本文へ追記しました。

(対応前)

- 原案87ページ5行目

「通常の河川巡視のほか、必要に応じて災害対策用ヘリコプターやCCTVカメラを活用する等、迅速かつ的確な巡視を行う。」

(対応後)

- 修正案87ページ5行目

「通常の河川巡視のほか、必要に応じて災害対策用ヘリコプター、**UAV(ドローン)**、CCTVカメラを活用する等、迅速かつ的確な巡視を行う。」

河川整備の実施に関する事項

前回の流域委員会のご意見⑤への対応

【ご意見⑤】

- 原案P101で、釧路湿原のカーボンニュートラルの機能として、二酸化炭素の吸収に加え、蓄積あるいは貯留についても記載してほしい。



【対応】

- 釧路湿原のカーボンニュートラルの機能について追記しました。

（対応前）

- 原案100ページ8行目
「また、湿原には温室効果ガスである二酸化炭素を吸収する働きがあるため、」

（対応後）

- 原案100ページ8行目
「また、湿原には温室効果ガスである二酸化炭素を吸収し、炭素を貯留する働きがあるため、」

河川整備の実施に関する事項

前回の流域委員会のご意見⑥への対応

【ご意見⑥】

- グリーンインフラは釧路湿原や屈斜路湖だけではなく、身近な公園などについても記載してほしい。また、原案P101の28行目に保全とあるが、保全・創出としてはどうか。



【対応】

- グリーンインフラの記述について追記しました。

（対応前）

- 原案100ページ28行目
「釧路川上流の自然環境の保全に努める。」

（対応後）

- 修正案100ページ28行目
「釧路川上流の自然環境の保全・創出に努める。」
- 修正案100ページ31行目から33行目
「さらに、市街地には公園やグラウンドが整備され、人々のレジャーや憩いの場として親しまれている一方で、雨水の流出を遅らせる効果も考えられる。これらの機能が維持されるよう関係者と協働し、流域治水を推進する。」

2. 流域住民からのご意見とその対応について

パブリックコメントの実施について

- 「釧路川水系河川整備計画[変更](原案)」に対して釧路川流域の市町村(釧路市、釧路町、標茶町、弟子屈町、鶴居村)の住民の意見を反映するため、意見募集を行いました。

パブリックコメントの実施概要

◆縦覧期間

令和5年1月24日(火)～令和5年2月20日(月)

◆縦覧場所

釧路川流域の市町村

- ・釧路市役場
- ・釧路町役場
- ・標茶町役場
- ・弟子屈町役場
- ・鶴居村役場

釧路建設管理部

- ・本部閲覧室
- ・弟子屈出張所

釧路開発建設部本部

◆提出意見数 6件

ご意見は、以下の項目を記入いただき、電子メール、郵送、またはファクシミリのいずれかの方法で行いました。

- ① 氏名 ② 住所(市町名)、 ③ 連絡先(電話番号又はメールアドレス)
④ 年代 ⑤ 釧路川との関わり ⑥意見 ⑦ 公聴会の参加希望確認

◆住民説明会

- 令和5年1月31日 釧路市交流プラザさいわい(3名参加)
令和5年2月 1日 弟子屈町社会老人福祉センター(11名参加)
令和5年2月 2日 標茶町コンベンションホールういず(4名参加)

◆公聴会

- 令和5年2月22日 釧路市交流プラザさいわい(1名公述)



令和5年1月31日
釧路市交流プラザさいわい



令和5年2月 1日
弟子屈町社会老人福祉センター



令和5年2月 2日
標茶町コンベンションホールういず



令和5年2月22日
釧路市交流プラザさいわい

流域住民からのご意見

ご意見	本資料 説明頁	(案) 該当頁
○ 河川整備計画の目標及び河川整備の実施に関する事項	—	—
①河川空間の利用に配慮した河川計画について	14	40、42、52、 53、59、63、 76、97
②自然環境に配慮した河川整備の実施について	15	42、58、60、 63、74
③歴史・風土に配慮した河川整備の実施について	16	38、52、76
④河川空間の利用に配慮した河川整備の実施について	17	40、53、59、 75、76
⑤カヌーの利用に配慮した河川整備の実施について	18～19	40、42、59、 61、63、76、 97
⑥河川空間の利用に配慮した河川整備の実施について	20	53、63、76

※以降、いただいたご意見は事務局にてテキスト化し、受付順に掲載

※個人や特定の企業・団体情報に関わる部分は黒塗り

河川整備計画の目標及び河川整備の実施に関する事項

流域住民からのご意見①への対応

【ご意見①】

釧路市交流プラザさいわいで原案の説明を聞かせていただきました。

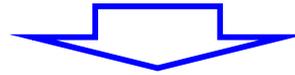
お陰様で河川整備計画[変更](原案)の内容は良く解りました。

釧路の産業は農業・畜産・林業・水産・石炭・観光でその全てが釧路川と深い係りがあると思います。

特に釧路川は観光資源としての役割も無視できないと思っています。

流域の農地や山林や市街地や道路を水害から守るのは当然のことですが、同じように川で釣りをやったりカヌーで川下りしたり多くの人が色々な目的で川を利用しているはずで

すべての人に役立つ河川計画になるように期待しています。



【対応】

- ・ 釧路川の特徴及び地域の自然環境、都市の発展、酪農を中心とした産業、地域の風土・文化等を踏まえ、魅力的で活力溢れる地域づくりや地域産業の発展の軸となるよう河川整備・管理を推進し、釧路川における河川空間の利用状況を踏まえた河川計画を実施していきます。

(記載箇所:P40、P42、P52、P53、P59、P63、P97)

- ・ 上記の他、地域の観光産業でもあるカヌー利用への配慮事項を新たに追記しました。

(対応後)

- ・ 修正案76ページ7行目から9行目

「釧路川には日本のみならず海外からもカヌー等を楽しむ人々が多く訪れており、地域の観光産業を支える重要なアクティビティにもなっていることから、関係者と連携して安全性や利活用等に配慮した河道整備を進める。」

河川整備計画の目標及び河川整備の実施に関する事項

流域住民からのご意見②への対応

【ご意見②】

私は、●●に生まれ、学生時代実家を離れた以外は、ずっと標茶町の●●地区に居住しております。私が生まれてから1度も家が洪水で水に浸かるようなことはなく、普段からの災害対策に感謝しております。

近年は、温暖化・異常気象と言われ、洪水が懸念されております。特に南標茶地区は、堤防の越水よりも、オソベツ川との合流地点の水門を閉じると、堤内の水位が上がり、住宅・酪農施設の浸水が心配されます。

河川の整備計画では、まずは第一に住民の安心安全の確保が大切と考えます。それを踏まえたうえでの、自然環境に配慮した整備計画と考えます。

阿寒摩周、釧路湿原と二つの国立公園を流域とする釧路川は、自然豊かな地域を流れており、自然に配慮した整備をお願いいたします。

近年はタンチョウも生息数を増やしており、今までは営巣したことがない人家に近い河積などで営巣しており、工事の時期等に配慮願いたいと思います。

また、フクジュソウ、エゾエンゴサク、オオバナノエンレイソウなどの在来種も群生しております。クサソテツの群生地での山菜取りは、春の流域住民の楽しみになっております。

近年、外来種のセイタカアワダチソウ・オオハンゴウソウの繁茂が確認されてきており、十勝のように河川敷地が真っ黄色になるのではと心配しています。

魚類では、昔はドジョウ・カジカが多く生息していましたが、近年はすっかり姿を見せなくなりました。イトウは、天然記念物には指定されていませんが、釧路湿原を代表する魚であり、釧路川・屈斜路湖(近年、放流されたものと思いますが、産卵のため小河川への遡上が確認されます)で指定されるとともに、猿払川・朱鞠内湖のようにキャッチ&リリースが定着してもらいたいものです。

以上とりとめもないことを記載しましたが、第一に住民の安心安全の確保、次に時間とお金もかかりますが、自然環境に配慮した整備を進めていただくと嬉しいです。



【対応】

- 堤防の整備や実施にあたっては、周辺の土地利用や自然環境にも配慮します。(記載箇所:P60)
- 河道の掘削等の実施にあたっては、希少種の生息場や水際環境等の保全・創出に努めるほか、断面が単調とならないよう、魚類や水生生物の生息・生育・繁殖環境に配慮するとともに、草地への回復を図ることで、タンチョウなどの生息環境の創出を図ります。(記載箇所:P63、74)
- 特定外来種等については、河川環境に関する情報を収集するとともに適切にモニタリングし、地域住民や関係機関と連携しながら拡大防止に努めます。(記載箇所:P42、58、74)

河川整備計画の目標及び河川整備の実施に関する事項

流域住民からのご意見③への対応

【ご意見③】

(釧路川水系河川整備計画[変更](原案)の該当箇所:第2-1-3章75ページ)

弟子屈市街地は長年、町の中心を流れる河川であるため親しみがあります。

町名の由来でもある岩盤の掘削にあたっては、できることなら町民の日の目を見るようなものにしてもらいたいです。歴史、風土に深く関わる町の宝だと思うので。

子供達の学習(地域探究)、町外客には弟子屈の成り立ちを知ってもらえる財産と思います。



【対応】

- これらの釧路川の特徴及び地域の自然環境、都市の発展、酪農を中心とした産業、地域の風土・文化等を踏まえ、魅力的で活力溢れる地域づくりや地域産業の発展の軸となるよう、釧路川の河川整備を推進します。
(記載箇所:P52)
- 河川整備にあたり、河川と周辺の街並みが調和した河川景観の保全・創出を図るとともに、関係機関と連携して人と川とのふれあいの場の提供を図るほか、川に関する情報を効果的に発信する等、地域住民や観光客の水辺利用や周遊等をサポートするとともに、地域の取り組みのネットワーク化を図り、地域の賑わい作り・観光振興に貢献する「かわたびほっかいどう」プロジェクトを推進します。
(記載箇所:P76)
- 上記の他、町名の由来についてや、掘削した岩等の活用について追記しました。

(対応後)

- 修正案38ページ4行目から5行目

「上流部の弟子屈市街では、河川沿いに市街地が形成されており、**河床の岩(テッシ)**は町名の由来になっている。」

- 修正案76ページ12行目から14行目

「さらに、川と子供たちのふれあいの場を整備し、体験学習等への利用促進を図る**ほか**、**弟子屈町の町名の由来になっている河床の岩(テッシ)**については、掘削後の有効活用の検討を進める。」

河川整備計画の目標及び河川整備の実施に関する事項

流域住民からのご意見④への対応

【ご意見④】

(釧路川水系河川整備計画[変更](原案)の該当箇所:1-2-2(5)、1-3-1、1-3-6(2)、2-1-3(3)・(4))

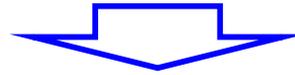
該当箇所は全体を通じてあるかと思いますが、気が付いた部分で該当箇所を示させていただきました。

その上で、弟子屈町は中心市街地に釧路川が流れており、観光や産業、生活に密着しており、中心市街地再構築構想や3つの国立公園とまちを繋ぐロングトレイルについて検討がされており、整備中の親水公園や堤防など護岸整備に反映されたものとなることを期待し、利用しやすい河川周辺みたいに連想される文言がどこかに入ればいいのではないのかと思います。

〈例〉「1-2-2(5) 河川空間の利用」の中に「弟子屈町市街」を追加する。

「1-3-6(2) 河川空間の利用に関する目標」の中にトレッキングの文言を入れる。(水面と水辺り)

些細なことですみませんが、釧路川の水瓶(屈斜路湖)をもつ上流の弟子屈町からの発信です。



【対応】

- 河川整備にあたり、流域の自然的・社会的状況を踏まえ、河川環境の整備と保全が適切に行われるよう、地域と連携しながら川づくりを推進し、河川と周辺の街並みが調和した河川景観の保全・創出を図るとともに、四季折々の川の自然環境や景観、水辺の活動、サイクリング環境等の川に関する情報を効果的に発信する等、地域住民や観光客の水辺利用や周遊等をサポートするとともに、地域の取り組みのネットワーク化を図り、地域の賑わい作り・観光振興に貢献する「かわたびほっかいど」プロジェクトを推進します。

(記載箇所:P53、P75、76)

- 上記の他、弟子屈町における河川空間の利用状況及び河川整備にあたっての地域の河川利用への配慮事項について追記しました。

(対応後)

- 修正案40ページ7行目から8行目

「弟子屈町では、**地域と連携し整備した散策路や緩傾斜護岸等により地域をつなぐ親水空間として利用されている。**」

- 修正案59ページ4行目から6行目

「河川空間は、釧路川の特徴である**カヌー等の水面利用やサイクリング、トレッキング**等人々が川とふれあい親しめる場として利用されるよう地域住民や関係機関と連携し、利用にあたってのルール・マナーの普及に努める。」

河川整備計画の目標及び河川整備の実施に関する事項

流域住民からのご意見⑤への対応

【ご意見⑤】

〈意見－1〉

基本方針や整備計画にも「カヌー利用が盛んである」ことの記載がありますが、実際は「利用」に関しての具体計画がほぼないように感じます。昨今ではアドベンチャートラベル推進の背景もあり、釧路川の魅力は「屈斜路湖～釧路の海まで下れる川」であることが最大の魅力であると思います。災害対策を行うことが計画内容の優先事項であることは理解できるのですが、「利用と安全啓蒙」や「魅力発信」に関しての具体計画も組んでいただきたいと思います。希望する具体内容については以下。

- ・摩周大橋以降6km区間、現在航行禁止区間の安全整備(危険物の撤去、もしくはポーテージ箇所整備):基本方針にもあるとおり「源流から河口まで堰等がない河川としてカヌー利用が盛んである」その魅力を伝えることができます。
- ・カヌーポート標茶富士駅の整備状況改善:現在はカヌーポートが草で覆われてしまっています。「カヌーポート」として再整備可能ではないでしょうか。「かわたびほっかいどうプロジェクト」の推進に該当することかと思えます。

護岸整備などは必要最低限に。そして自然に対するインパクトを最小限にするために最大限考慮していただきたいと思います。やはり釧路川は川の始まりから海まで下れる川にさせていただきたく、そして川を利用した人が川を通じて自然やその土地の歴史に触れることで、人と川の関わりや、自然との共生という考え方が深まっていくものかと思えます。つまり「利用」についての具体計画も積極的にお願います。

〈意見－2〉

カヌーガイドを生業としています。理想としての釧路川の状態は川沿いが樹々に覆われ、清らかな水を保っていること。極論は護岸の撤廃や植林の推進を望むが、人間が存在していることも自然の一部であり、自然に反することも人間の本質であることは認識しています、市井の人々とカヌーガイドの、河川や自然に対する見方には相違があることを考慮すると、現実的に求めることは「川の水が清らかであること」「でき得る限り必要最低限の護岸工事」「市街部分のカヌー通行を可能にすること」。以上を意見、要望として提言致します。

〈意見－3〉

カヌーの利用や自然の保全にも触れているので、屈斜路湖から釧路の海までカヌーで下れるすばらしい河川環境にしてほしいです。

〈意見－4〉

今の通行禁止の看板は実際に下ることを禁止するというイメージを与える。通行禁止ではなく、危険箇所をポーテージ(一時上陸)ができるようにして下れるようにしてはどうか。中流域の河川改修によって過去20年から比べると水量が落ちてるように感じている。今後の工事については慎重に考え進めていただきたい。

河川整備計画の目標及び河川整備の実施に関する事項 流域住民からのご意見⑤への対応



【対応】

- 屈斜路湖から河口まで堰等がない河川としてカヌー利用が盛んであり、豊かな自然環境を地域の貴重な水辺空間として利用されるよう、地域と連携した取り組みの推進を図ります。また、河川空間の利用状況を踏まえた河川整備を実施していくほか、南弟子屈地区の河床低下区間においては、河床低下対策を実施していきます。
(記載箇所:P40、P42、P59、P61、P63)
- 上記の他、新たにカヌー利用への配慮事項及びカヌーに関する情報発信等について追記しました。

(対応後)

- 修正案76ページ7行目から9行目
「**釧路川には日本のみならず海外からもカヌー等を楽しむ人々が多く訪れており、地域の観光産業を支える重要なアクティビティにもなっていることから、関係者と連携して安全性や利活用等に配慮した河道整備を進める。」**
- 修正案76ページ22行目から23行目
「また、四季折々の川の自然環境や景観、水辺の活動、**カヌーやサイクリング環境等の川に関する情報を効果的に発信する**」
- 修正案97ページ31行目から33行目
「釧路川ではカヌー利用による水面利用が盛んであり、また、釧路湿原には多くの人々が訪れていることから、地域住民や関係機関等と連携して、**カヌー利用や湿原利用のルール作りや環境学習の推進に努める。**」

河川整備計画の目標及び河川整備の実施に関する事項

流域住民からのご意見⑥への対応

【ご意見⑥】

標茶市街地の高水敷にある河川緑地は町民の憩いの場となっており、景観もすばらしく、他の地域の方から非常に綺麗に整備されていると好評である。そういったことから、可能な限り工事の影響は最低限にとどめてほしい。

ときわ橋上流で流れが緩やかになり、開運橋付近ではイカダ下りの終着点となっていたが、近年は川の中に土砂が堆積し、中州ができやすくなっていると感じている。環境面にも影響があると思うが、その対応もしていただきたい。

右岸側、左岸側にあるパークゴルフ場や公園等には手を付けず残していただきたい。



【対応】

- 河川整備にあたり、流域の自然的・社会的状況を踏まえ、河川環境の整備と保全が適切に行われるよう、地域と連携しながら川づくりを推進し、河川と周辺の街並みが調和した河川景観の保全・創出を図ります。また、釧路川の河川空間を地域の人々が憩いの場等として活用できるよう、関係機関と連携して人と川とのふれあいの場の提供を図ります。

(記載箇所P53、P76)

- 上記の他、標茶地区における河川空間利用等への配慮事項を追記しました。

(対応後)

- 修正案63ページ8行目から9行目

「釧路川の中流部の標茶地区は、掘削後の再堆積や樹林化が懸念されるため、掘削にあたっては、再堆積しにくい断面形状の設定、「樹林化抑制を考慮した河岸形状設定のガイドライン(案)注)」や、他河川での河道掘削の知見等も踏まえ、掘削後の再樹林化を抑制する施工方法の工夫等により、河道の安定性に配慮するほか、高水敷等の河川空間の利用にも配慮する。」